



BOKU
KAMOKAMO...
©YUKI ISHII

アノ手、コノ手の悪質商法にご用心

お近くの消費生活相談窓口 につながります 消費者ホットライン ☎188



長野県消費生活センター

北信 ☎026-223-6777 南信 ☎0265-24-8058
中信 ☎0263-40-3660 東信 ☎0268-27-8517

<http://www.nagano-shohi.net/>

長野県消費生活情報

検索



こんなことがあつたら、困ったら、一人で悩まざずぐ相談!




架空請求・不當請求



【架空請求・不当請求】

あの○□口社
から電話?
使ってないの?...
電話しないで
ね

A cartoon illustration of a green frog-like character with large white eyes and a small mouth. It has a speech bubble above it containing Japanese text. The background is a simple orange wall.

A cartoon lime character with a wide-eyed, shocked expression. It has sweat drops on its face and is holding a small, grey electronic device with a screen and a keypad. A speech bubble above it contains Japanese text.

【アポイントメント
セールス】



【アポイントメント
セールス】

会員になつて商品を販売すれば、紹介料がもらえる商法。入会後、「人を紹介すらが得かる」レ生ひんかく



会員になつて商品を販売すれば、紹介料がもらえる商法。入会後、「人を紹介すらが得かる」レ生(せいかく)。

● 実際は誰も加入されず、商品を購入するためのローン（借金）だけが残るごとも！

● 知人・友人を勧説する仕組みのため、今度はあなた自身が加害者に…

こんな手口にも注意！
就職活動のアンケートに答えると、
後日、「無料セミナーを受けないか？」
と呼び出され、セミナー終了後、高額
な講座を強引に契約させられる。

このはこかー

本当にうかる筋が
あるんだけ?..

キャラバスで...
調査はなし

契約解除

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、

「クリーリング・オフ」制度を利用しましょう！

クリーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。事業者などから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。

クリーリング・オフの手続きの手順

- ① 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に、書面で通知します。

- ② ハガキに書いて、両面をコピーします。
コピーは大切に保管してください。

- ③ ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。

- ④ 支払ったお金は、全額返金を要求できます。
商品の引き取り料金は事業者負担です。



ハガキの書き方の例

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
商品名 ○〇〇〇
契約金額 ○〇〇〇〇〇円
販売会社 株式会社 ××××□□営業所
担当者 △△△△

支払った代金○〇〇〇〇〇円を返金し、
商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日
〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
氏名 ○〇〇〇

クリーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

- 訪問販売（キャッチセールス、アボイントメントセールス等）……………8日間
- 電話勧誘販売 ………………8日間
- 連鎖販売取引（マルチ商法）……………20日間

◆通信販売は、原則クリーリング・オフができません。 ◆消耗品（化粧品・健康食品）で使用した分は、原則クリーリング・オフができません。

クリーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときには、消費生活センターにご相談ください。

長野県消費生活センター

※受付時間 8時30分～17時
※土・日・祝日・年末年始はお休みです

北信消費生活センター ☎026-223-6777
〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1 県長野保健福祉事務所庁舎1階

中信消費生活センター ☎0263-40-3660
〒390-0852 松本市大字島立1020 県松本合同庁舎4階

南信消費生活センター ☎0265-24-8058
〒395-0034 飯田市追手町2-641-47 飯田市美術博物館隣

東信消費生活センター ☎0268-27-8517
〒386-8555 上田市材木町1-2-6 県上田合同庁舎6階

もしくは、市町村消費生活センター・消費生活相談窓口へ



消費生活センターってどんなところ？



消費生活センターでは、商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関し、専門の消費生活相談員が、解決のための助言、あっせん、情報提供などを行っています。
これまで、仕方がないと解決をあきらめていたトラブルはありませんか？
困ったときはひとりで悩まず、すぐに相談してください。